

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八号

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十四号から別記様式第十九号までを次のように改める。

(表)

<p>この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例第十九条に規定する立入検査等を行う職員である。</p>	<p>第 号</p> <p>写 真</p> <p>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>平 成 年 月 日 交 付</p> <p>広 島 県 知 事</p> <p>印</p>
---	--

(裏)

広島県立自然公園条例（抄）

（報告徴収及び立入検査）

- 第十九条 知事は、第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 一 第四十五条の次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 二 （省略）
- 三 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（以下省略）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 6 とする。

この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例
第二十二条に規定する原状回復等を行う職員である。

(表)

この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例 第二十二条に規定する原状回復等を行う職員である。	第 号 写 真 所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日 身 分 証 明 書 平 成 年 月 日 交 付 広 島 県 知 事 印
---	--

(裏)

広島県立自然公園条例（抄）

（中止命令等）

第二十二條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一條第三項若しくは第十二條第三項の規定、第二十條の規定により許可に付せられた条件又は前條第二項の規定による処分違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならぬ。

3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。

この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例
第二十三条に規定する立入検査等を行う職員である。

(表)

第 号	写 真	所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日
身 分 証 明 書	平 成 年 月 日 交 付	廣 島 県 知 事
印		

(裏)

広島県立自然公園条例(抄)

(報告の徴収及び立入検査)

第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一条第三項若しくは第十二条第三項第六号の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第六号、第二十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十一条第三項各号、第十二条第三項第六号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 六 (省略)

七 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(以下省略)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。

この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例第二十五条に規定する指示をすることができる職員である。

(表)

第 号	写 真	所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日
身 分 証 明 書	平 成 年 月 日 交 付	広 島 県 知 事
印		

(裏)

広島県立自然公園条例（抄）

（利用のための規制）

第二十五条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、

何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事は、当該職員をして、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 七 （省略）

八 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした者

九 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

十 （省略）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 6 とする。

この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例第三十八条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。

(表)

第 号	写 真	所 属 名 氏 名 生 年 月 日
身 分 証 明 書	平 成 年 月 日 交 付	広 島 県 知 事
印		

(裏)

広島県立自然公園条例（抄）
（実地調査）

第三十八条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 九（省略）

十 第三十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。

この証明書を携帯する者は、広島県立自然公園条例
施行規則第十一条に規定する立入検査等を行う職員で
ある。

(表)

第 号	写 真	所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日
身 分 証 明 書	平 成 年 月 日 交 付	広 島 県 知 事
印		

(裏)

広島県立自然公園条例施行規則（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

第十一条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。